

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

児童福祉法第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、同法第 23 条第 1 項に規定する母子保護の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置、同条第 2 項に規定する委託措置及び同法第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡県児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡県児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項

3 改正の趣旨

本市では、母子生活支援施設や児童自立支援施設等への入所措置等を行った場合、措置費の一部を扶養義務者が負担することとしており、その負担金額は市町村民税所得割等を基に算定しています。

今回、健康保険法施行令等の一部を改正する政令に基づき、令和 5 年 4 月 1 日より出産育児一時金等の額が引き上げられたことに伴い、令和 5 年 10 月 31 日付け「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の一部改正について」において、表 2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年 7 月 1 日から）備考 8（1）イの出産一時金の額が改正されました。

本市告示では、第 1 項の表備考 8（1）イにおいて、「その妊産婦の属する世帯の階層区分が A 階層及び B 階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（出産一時金の額）が、404,000 円以上であるとき。」と規定されていますが、今回の国の通知に基づいて出産一時金の額を改正します。

4 規則等の案の内容

第 1 項の表備考 8（1）イを次のように改正します。

出産一時金の額を「404,000 円」から「488,000 円」に改める。

5 規則等を施行する時期（予定）

公布の日